

2023年12月15日
住友生命保険相互会社

～企業の新しい働き方ニーズに対応～ 確定拠出年金向け商品「スミセイ DC 年金 10 年 NEO」の発売について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳、以下「住友生命」）は、2024年4月より企業の新しい働き方ニーズに対応した確定拠出年金向けの新商品「スミセイ DC 年金 10 年 NEO」（利率保証型積立生命保険、以下「本商品」）を発売します。

1. 開発の背景

昨今、高年齢者の就業を支援する環境整備が進みつつあります。2021年4月の高年齢者雇用安定法の改正により、従来の65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業機会を確保することが企業の努力義務となりました。

これを受け、確定拠出年金制度においては、企業型確定拠出年金の加入可能年齢が2022年5月に65歳未満から70歳未満まで延長され、受給開始上限年齢については2022年4月に70歳から75歳に延長されています。

こうした社会環境の変化の中、各企業では定年年齢の引上げ等が行われるとともに、企業年金制度についても時代に合わせた制度変更が進んでいます。

そこで、住友生命ではこうした背景を踏まえ、企業年金制度の変化に対応すべく、確定拠出年金向け元本確保型商品として「スミセイ DC 年金 10 年 NEO」を開発しました。

2. 本商品の概要

a. 特徴

- ✓ 定年年齢の引上げ等の制度変更に際しても、本商品単独で定年年齢までカバー！
- ✓ 単独提供によって、加入者から見た商品選択の利便性が向上！

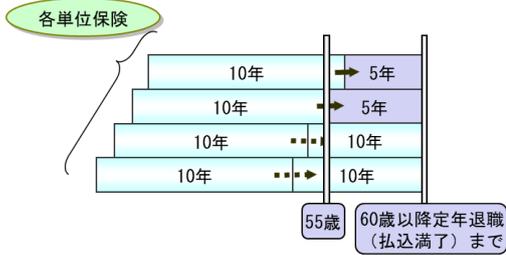
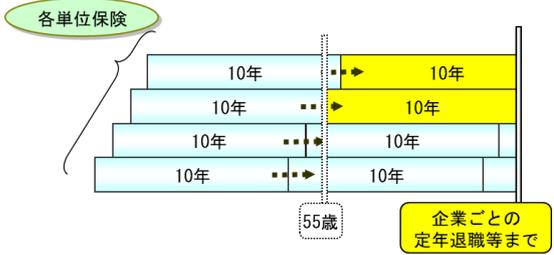
b. 現行商品からの変更点

現行商品「スミセイ DC たのしみ年金 10 年」は、60歳定年を念頭に置いた商品である為、55歳以上になると「スミセイ DC たのしみ年金 5 年」へ移行する必要があるため、10年タイプと5年タイプの両商品を採用いただくことが必要でした。加入者の商品選択利便性という点で課題があったほか、5年タイプは運用期間が短期になる分、保証利率が10年タイプよりも低くなっていました。

今般、雇用環境の変化や企業の雇用制度に対応すべく、55歳以上になっても10年タイプのまま更新可能としました。

各企業が定年年齢の引上げ等の制度変更を行う中、5年タイプより利回りの良い10年タイプである本商品単独で定年年齢までご提供することができます。

【55歳以上の取扱いイメージ】

| 現行商品 | 本商品 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 55歳以上となると、5年タイプに移行が必要 よって、10年タイプとセットで5年タイプの採用も必須であり、加入者の商品選択の利便性に課題  <p>各単位保険</p> <p>55歳 60歳以降定年退職（払込満了）まで</p> | <ul style="list-style-type: none"> 55歳以上になっても、10年タイプで更新可能 よって、本商品単独でのご提供が可能  <p>各単位保険</p> <p>55歳 企業ごとの定年退職等まで</p> |

さらに、本商品で適用する市場価格調整※について、市場金利によっては保証利率以上の年金資産を還元できる仕組みを採用しています。

※ 解約時の市場金利情勢によって、保険料積立金の減算だけではなく、加算する場合があります。

c. スミセイ DC 年金 10年 NEO 商品詳細

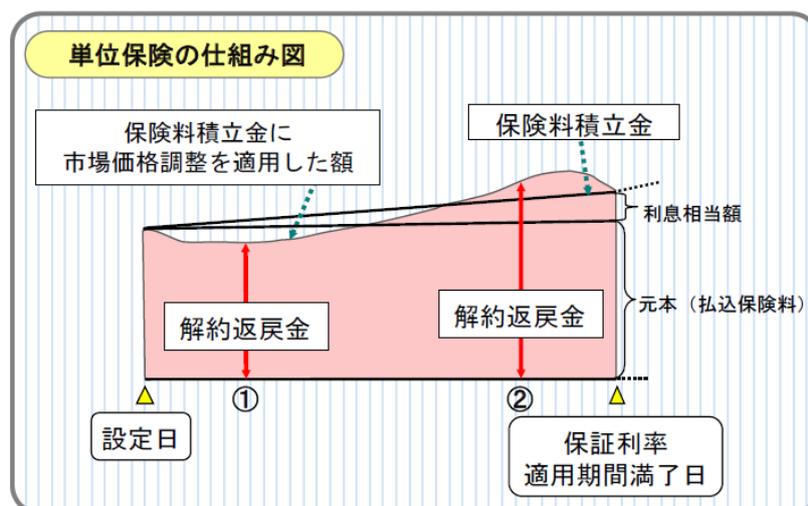
| 項目 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 単独提供の可否 | <ul style="list-style-type: none"> 本商品 1 本のみで提供可能 *なお、以下の従来商品の 10 年タイプは 5 年タイプとのセット提供が必要となります 【スミセイ積立年金シリーズ (2001 年発売)】 【スミセイ DC たのしみ年金シリーズ (2010 年発売)】 |
| 接続するレコードキーピング会社 | <ul style="list-style-type: none"> 日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社 |
| 設定開始日 | 2024 年 4 月 1 日 |
| 保証利率 (2023 年 12 月時点の試算) | 0.545% *毎月保証利率を公表し、当該月に購入する単位保険に 10 年間その保証利率で設定・運用します |
| 給付 | 一時金受取または年金受取 *年金受取は規約の定めによりますが、保証期間付終身年金、確定年金 (5 年、10 年、15 年、20 年)、分割支払い年金 |

その他の取扱いについては別紙をご参照ください。

以上

1. 中途解約時（他の運用商品への預替え等）の取扱い

- ・解約時の解約返戻金は、保険料積立金（元本+利息相当額）に市場価格調整を行って計算します。
- ・市場価格調整は、金利情勢等によって調整額が変動し、保険料積立金に加算する場合と減算する場合があります。



<上図①のケース>

- 【解約時の国債の残存期間の利回りが保証利率設定時の国債の利回りを上回る場合】
解約返戻金（保険料積立金に減算調整） < 保険料積立金

<上図②のケース>

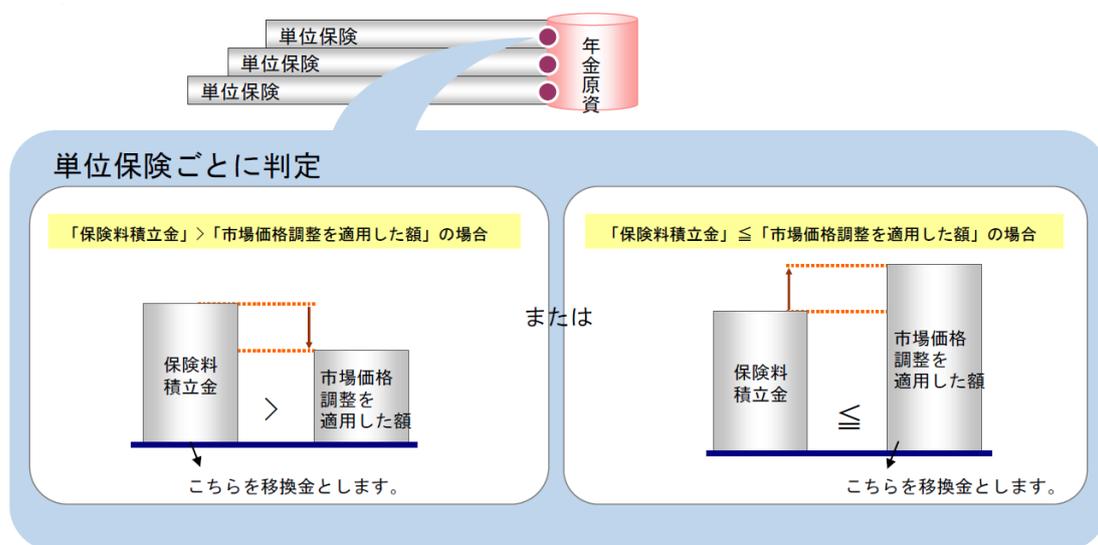
- 【解約時の国債の残存期間の利回りが保証利率設定時の国債の利回りを下回る場合】
解約返戻金（保険料積立金に加算調整） > 保険料積立金

*双方の利回りが等しい場合は、解約返戻金は保険料積立金と同額になります。

- ・保険料積立金額から減算する場合、解約返戻金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- ・保証利率適用期間満了前の1か月間は「保険料積立金」と「保険料積立金に市場価格調整を適用した額」のいずれか大きい方の額をお支払いします。

2. 離転職時の取扱い

- 離転職等により、個人別管理資産を企業型確定拠出年金制度や個人型確定拠出年金制度に移換する場合には、請求時点における各単位保険の「保険料積立金」と「保険料積立金に市場価格調整を適用した額」のいずれか大きい額を合計した額を移換金としてお支払いします（この場合、受取金額は保険料積立金と同額かそれ以上の金額となります）。



以上